

# 東北学生テニス連盟規約

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本連盟は東北学生テニス連盟と称する。

第 2 条 本連盟は学生による自治をもとに東北学生テニス界の発展、また学生間の親睦を深める場を提供することを目的とする。

## 第 2 章 組 織

第 3 条 本連盟は東北地区の学生テニス総括団体として、全日本学生テニス連盟に加盟するものとする。

第 4 条 本連盟は東北地区（青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県）の 6 県に所在地を有する大学及び短期大学公認のテニス部を以って組織する。

## 第 3 章 事 業

第 5 条 本連盟は第 2 条の目的を達成する為、下記の事業を開催する。

1. 全日本学生テニス選手権大会の予選大会として春季東北学生テニス選手権大会を開催する。
2. 全日本学生室内テニス選手権大会の予選大会として夏季東北学生テニス選手権大会を開催する。
3. 全日本大学対抗テニス王座決定試合の東北地区の予選大会として東北地区大会を開催する。
4. 東北学生選抜室内テニス選手権大会を開催する。
5. 東北学生新進テニストーナメント大会を開催する。
7. 前六項の外、本連盟は第 2 条の目的を達成する為に必要な事業を行う。

## 第 4 章 役 員

第 6 条 本連盟には次の役員を置く。

- 1, 会長 1 名
- 2, 幹事長 1 名
- 3, 会計 1 名
- 4, 総務 2 名

5, レフェリー長 1 名

6, アシスタントレフェリー 4 名程度

7, 運営役員 15 名程度

第 7 条 会長は本連盟を代表統括する。

幹事長は本連盟の運営全般の代表統括をする。レフェリー長は大会運営の代表統括しアシスタントレフェリーはレフェリー長のもとに会の運営補助としてその役割を遂行する。会計は本連盟会計一般を受け持つ。運営役員は幹事長の下に本連盟の業務全般を遂行する。

## 第 5 章 会 議

第 8 条 本連盟に下記の会議を設ける。

1. 定例主将主務会議
2. 役員会

第 9 条 定例主将主務会議は、本連盟の最高議決機関であって本連盟の運営上の重要事項を議決する。

第 10 条 定例主将主務会議は加盟校の主将主務（又はその代理人）及び全役員を以って構成する。但し、議決権は加盟校の男子部並びに女子部につき各 1 票とする。

第 11 条 定例主将主務会議は年に 1 度、新進トーナメント大会期間中に開催するものとする。

第 12 条 定例主将主務会議に附議される事項は以下の通りとする。

1. 今年度事業報告
2. 今年度会計決算報告
3. 来年度予算案
4. 来年度年間行事予定
5. 役員交代
6. その他の重要事項

第 13 条 定例主将主務会議は加盟校の主将主務（又はその代理人）及び全役員の過半数の出席(委任状を含む)を以って成立し、議事は出席有議決者の過半数の同意を以って決定する。但し、本規約の改正を行う場合は出席有議決者の 3 分の 2 以上の同意を要する。

第 14 条 定例主将主務会議は幹事長(事故があるときはレフェリー)を議長とする。

第 15 条 主将主務会議に欠席する加盟校は書面により、予めその理由を本連盟に提出する義務を負う。尚、加盟校は、委任状を提出することにより代理人を出席させることができる。

第 16 条 主将主務会議及びキャプテン会議に欠席した加盟校は、その会議に関する全ての権利を放棄したものとみなす。但し、会議の議決により発生した義務は負わなければならない。

第 17 条 臨時主将主務会議は加盟校の主将主務（又はその代理人）及び全役員を以って構

成し、幹事長が必要と認めた場合又は加盟校の 3 分の 1 以上の要求があった場合に幹事長がこれを招集する。また、臨時主将主務会議に関するその他の規定は定例主将主務会議の規定を準用する。

第 18 条 本連盟主催の各種大会のドロー作成は、役員会に於いてこれを為すものとする。

第 19 条 役員会は全幹事を以って構成し、全幹事の 3 分の 2 の出席を以って成立する。本会はドロー作成のほか、必要に応じて規約以下の諸規則についての審査を行う。

第 20 条 役員会に於ける議決権は役員全てに付与され、本連盟規約以下の諸規則の改正には出席有議決者の 3 分の 2 以上の同意を要する。但し、本会により改正を行った場合、加盟校への周知義務を負う。また加盟校の 4 分の 1 以上の要求があった場合には再審査を行う。

## 第 6 章 加盟校の資格及び業務

第 21 条 本連盟に加盟しうる学校資格は学校教育法に定める大学及び短期大学とする。但し、役員会で審査の上、承認されたものはその限りではない。

第 22 条 新たに加盟せんとする大学又は短期大学は役員会の承認を得ることを要する。

第 23 条 加盟校は所定の方法に従って当連盟に登録し、連盟加盟費、選手登録費及び大会エントリー費を所定の期日までに支払わなければならない。  
未納の場合は、登録及び試合の出場を取り消すことがある。

第 24 条 加盟校は役員会より要請された事項に関し協力する義務を負う。

第 25 条 加盟校代表者は、自校選手に対し、本規約を厳守させる義務を負う。

第 26 条 加盟校は下記の理由により、その資格を失うものとする。

1. 加盟校である団体が解散又は脱退を申し出たとき
2. 加盟校としての義務を怠り、若しくは加盟校としての義務を放棄して役員会により除名されたとき
3. 加盟校が幹事会によって定められた処分に服しなかったとき

## 第 7 章 会 計

第 27 条 本連盟の会計年度は各年度の 4 月 1 日に始まり、その翌年の 3 月末日に終わるものとする。

第 28 条 本連盟の収入は下記の通りである。

1. 大学加盟費(団体登録費)
2. 選手登録費(個人登録費)
3. 大会エントリー費

4. 前年度繰越金

5. その他の収入

第 29 条 本連盟の支出は下記の通りとする。

1. 全日本学生テニス連盟加盟費

2. 大会運営費

3. 派遣費

4. 諸費

第 30 条 会計は定例主将主務会議に於いて決算報告を行うものとする。

## 第 8 章 罰 則

第 31 条 本連盟は登録者の除名を含む適当な処分を附することがある。この処分決定は幹事会に於いて決定するものとする。処分の基準は下記の通りとする。

1. 本連盟規約に違反する大学又は選手

2. 素行不良等の理由により加盟校内に於いて懲戒以上の処分を受けた者

3. 学生スポーツ精神に反する行為をする者

4. その他幹事会に於いて不適當と認められた大学又は選手

## 第 9 章 補 則

第 32 条 本規約に必要な細則は原則として役員会に於いて定めるものとする。